

八戸西高等学校校舎等改築
基本計画策定・設計業務プロポーザル実施説明書

令和 7 年 4 月

青森県教育庁学校施設課

八戸西高等学校校舎等改築基本計画策定・設計業務に係るプロポーザルの実施については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務の目的

八戸西高等学校は、昭和 49 年の竣工後 50 年以上経過しており、老朽化対策として改築することとなった。

また、改築に当たって、今後の入学者数の変動にも柔軟に対応できる効率的な施設配置、多様化する学習環境やユニバーサルデザイン等社会的要求水準に対応できる学校施設とする必要がある。

このため、改築設計については、利用者が、快適で安心して利用でき、又、新たな学習環境に対応できる学校を目指した整備が必要とされているところであり、最も相応しい設計者を選定するため、基本計画策定・設計業務プロポーザルを実施するものである。

2 業務対象施設の概要

- (1) 所在地 青森県八戸市尻内町字中根市 地内
- (2) 敷地面積 19,559 m² (建物敷地)
- (3) 都市計画区域等 都市計画区域内 用途指定なし
- (4) 主な施設概要

	1 普通教室棟	3 第一体育館	8 特別教室棟	9 管理棟	19 第二体育館
建築面積	677.35 m ²	1,135.57 m ²	701.13 m ²	465.5 m ²	970.20 m ²
延床面積	2,709.4 m ²	1,363.25 m ²	2,768.63 m ²	1,885.75 m ²	875.91 m ²
竣工年月	S50 (1975) 3 月	S50 (1975) 3 月	S44 (1969) 10 月	S50 (1975) 11 月	S54(1979) 3 月
構造/階数	RC 造 4 階	S 造 2 階	RC 造 2 階	RC 造 4 階	S 造 1 階

3 事業スケジュール（予定）及び概算事業費

(1) 設計

ア 基本計画策定

- (ア) 期間 令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月
- (イ) 上限価格 12,999 千円

イ 違反是正設計

- (ア) 期間 令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月
- (イ) 上限価格 12,297 千円

ウ 改築設計

- (ア) 期間 令和 8 年 4 月～令和 10 年 3 月
- (イ) 上限価格 234,727 千円

(2) 工事（校舎及び体育館建設）

- ア 期間 令和10年度～令和17年度
- イ 上限額 59.9億円

4 参加者の資格要件等

(1) 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- ア 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- オ 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- カ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- キ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「建設関連業務参加資格規則」という。）第3条第2項第2号に規定する建築関係建設コンサルタント業務について、同規則第5条の規定により競争入札に参加する資格があると認定を受けていること（業務内容は「建築一般」に限る。）。
- ク 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から随意契約の時までの間に、受けていない者であること。
- ケ 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- コ 青森県内に本店を有する者であること。
- サ 過去15年間に当該建設関連業務と同種の建設関連業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。なお、履行実績は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（幼稚園を除く。）の設計実績（新築、改築及び増築工事のみとし、改修工事は除く。）に限ることとし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- シ 管理技術者を配置することができる者であること。

ス 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、公告日時点で所属建築士が4名以上（うち1級建築士2名以上に限る。）いること。

セ 同一組織からの参加は1組に限る。

（2）業務実施上の条件

ア 管理技術者は、一級建築士（建築士法に基づく定期講習を受講している者に限る。）であること。

イ 管理技術者並びに建築総合、建築構造、電気設備、機械設備の各分野の主任技術者を、各1名ずつ置くものとし、これらは兼任しないこと。

ウ 管理技術者及び建築総合主任担当技術者は、技術提案書の提出者の組織に属していること。

エ 建築総合主任担当技術者の業務は、再委託をしないこと。

なお、建築総合主任担当技術者以外の業務の一部を再委託する場合は、指名停止要領に基づく青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。

オ 建築総合主任担当技術者が所属する事務所は、他の応募者の協力事務所になっていないこと。

5 改築基本計画

基本計画の策定に当たっては、八戸西高等学校校舎等改築基本計画策定業務特記仕様書（資料2）により策定すること。

6 基本方針等

（1）基本方針

ア 「人が集い、輝く」学び舎

- 地域に愛され、通いたくなる学校
- 交流を通じて成長できる学校

イ 「学びの意欲に応える」学び舎

- 一人一人の学びの意欲に応える多様な学習環境
- 情報化や国際化などの時代の要請に対応した教育ICT環境

ウ 「安全・安心で快適な」学び舎

- 災害時や通学時の安全性の確保
- 良好で快適な生活環境
- 安全・安心な地域の避難所

エ 「自然と共生する」学び舎

- カーボンニュートラルへの貢献
- 施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減

オ トータルコストの圧縮

- 効率的・効果的な配置により総面積を抑制
- 建設等に要する諸費用の縮減
- 長期的に経済効率の高い、持続性のある施設

(2) 施工条件

教育活動を継続しながらの工事となることから、教育活動に影響が出ないように施工することを基本とする。

(3) その他

次の各号に掲げる者は、本手続に参加することができない。また、参加者は、次の各号に掲げる者から本手続に関し、助言、協力等の援助を受けてはならない。

ア 本プロポーザル審査委員会

イ 青森県職員、青森県教育庁職員

ウ ア及びイに掲げる者が自ら又はその家族が主宰し、または役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

7 手続等

(1) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

公告の日から令和7年5月9日（金）16時45分まで

イ 提出方法

質問書（様式1）を作成し、担当部署へFAX又は電子メール（受信確認を担当部署に電話により行うこと。）により提出すること。電話及び直接来庁等、口頭による質疑には応じない。

なお、FAX又は電子メールにより提出した場合の原本については、アの受付期間内に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着。）により提出すること。

ウ 回答方法

令和7年5月12日（月）を目途に、青森県ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書作成要領

ア 提出書類及び部数

様式2（日本産業規格A4判 縦・片面）～1部

イ 提出期限

令和7年5月13日（火）16時まで

ウ 提出方法・場所

（1）の担当部署に持参又は郵送により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・休日を除く、8時30分から16時までの間とする。

封筒の表面には、「八戸西高等学校校舎等改築基本計画策定・設計業務プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

エ 留意事項

代表者は、管理技術者とする。

(3) 技術提案書（プロポーザル）作成要領

ア 提出書類及び部数

技術提案書表紙（日本産業規格A4判 縦・片面）	～5部
様式3（日本産業規格A4判 縦・片面）	～5部
様式4（日本産業規格A4判 縦・片面）	～5部
様式5（日本産業規格A3判 横・片面）	～5部
電子媒体（様式3から5を格納したCD又はDVD）	～5部

様式等	内容等	部数
	技術提案書表紙	5
様式3	配置技術者	5
様式4	業務実績書	5
様式5	課題に対する提案	5
電子媒体	技術提案書表紙、様式3から5を項目別にPDFファイルとし、CD又はDVDに格納のうえ提出	1

イ 提出期限

- (ア) 技術提案書表紙、様式3から4 令和7年5月13日（火）16時まで
 (イ) 様式5 令和7年5月30日（金）16時まで

ウ 提出方法・場所

担当部署に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着。）により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・休日を除く、8時30分から16時までの間とする。

封筒の表面には、「八戸西高等学校校舎等改築基本計画策定・設計業務プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

エ 留意事項

- (ア) 技術提案書について
 代表者は、管理技術者とする。
- (イ) 様式3 配置技術者について
 a 管理技術者は、八戸西高等学校校舎等改築設計業務委託特記仕様書（資料3）Ⅱ業務仕様 3. 管理技術者等の資格要件（1）管理技術者の要件を満たす必要があること。
 b 設計業務のうち、一部を再委託する場合には、再委託先の協力者が八戸西高等学校校舎等改築設計業務委託特記仕様書（資料3）Ⅱ業務仕様 3. 管理技術者等の資格要件（2）協力者の要件を満たす必要があること。
- (ウ) 様式4 業務実績書について
 業務実績書に記載する同種業務並びに添付する書類は次のとおりとする。
 設計担当構成員の同種業務
 学校教育法に規定する学校（幼稚園を除く。）の新增改築（建築及び設備が含まれるもの）で、平成22年4月1日以降令和7年3月31日までに完成した

建物の、設計担当構成員においては、その設計業務、工事監理業務担当構成員においては、その工事監理業務を同種業務とする。

添付書類 (1) 契約書の写し(発注者、業務名及び契約金額等が確認できるもの)

(2) 業務概要等が確認できるものの写し(設計図等)

(エ) 様式5 課題に対する提案について

課題	(1) 建設費用とランニングコストの縮減
	(2) 維持管理の容易性

- a 課題に対する取り組み方法や工夫等の提案を、文章での表現を原則として基本的な考え方を簡潔に記述し、A3版2枚以内に収めること。
- b 使用する文字の大きさは11ポイント以上とする。ただし、挿絵などのキャプションやスケッチ内の文字の大きさは11ポイントより小さい文字として構わない。
- c 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。
- d 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- e 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とならない。
- f 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、減点対象とする。
- g 提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。

8 評価基準

技術提案書提出者を選定するための評価基準(評価項目、判断基準、評価のウエイト)は、別表のとおりである。

9 ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

(1) 実施場所：青森県教育委員会

(2) 実施日：後日通知

(3) 出席者：管理技術者、建築総合主任担当技術者、補助員の計3名を上限とする。

(4) その他：

ア ヒアリングでは8評価基準別表について、質疑応答を行う。

イ ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

ウ ヒアリングの日時、会場、留意事項等は、技術提案書の提出者の選定後、別途通知する。

10 審査

(1) 参加資格審査

参加表明書を提出した者のうち、4の参加資格に係る審査を実施し、全ての参加資格要件を満たす者をプロポーザル審査の対象として選定する。

(2) プロポーザル審査

(1)で選定された者の中から、配置技術者、業務実績及び課題に対する提案を総合的に評価し、最優秀者及び優秀者、各1者を特定する。

(3) 審査委員会

ア (1)及び(2)の審査は、審査委員会において行う。

イ 審査委員は次のとおりとする。

(ア) 青森県教育庁職員

(イ) 青森県県土整備部職員

(ウ) 青森県財務部職員

(エ) 青森県立八戸西高等学校関係者

(4) 結果の通知等

プロポーザル審査の結果は、参加者に対し、速やかに書面により通知する。

また、審査結果並びに最優秀作品及び優秀作品については、青森県ホームページへの掲載等により公表するものとする。

11 随意契約

(1) 青森県教育委員会は、最優秀者とそれぞれ基本計画策定業務委託、設計業務委託、設計意図伝達業務委託及び違反是正設計業務委託の随意契約（地方自治法施行令第167条の2第2号に基づく随意契約をいう。以下同じ。）の交渉を行うものとする。

ただし、最優秀者に事故等があり、随意契約の交渉が不可能となった場合は、優秀者とそれぞれ基本計画策定業務委託、設計業務委託、設計意図伝達業務委託及び違反是正設計業務委託の随意契約の交渉を行うものとする。

なお、基本計画策定業務委託、設計業務委託及び違反是正設計業務委託の合計金額は、3(1)の上限価格を超えることはできない。

(2) (1)の随意契約の交渉までに建設関連業務参加資格規則第3条第2項第2号に規定する建築関係建設コンサルタント業務について、同規則第5条の規定により一般競争に参加する資格があるとの認定を受けることができなかった場合は、その者とは契約は行わないものとする。

(3) 本手続のうち、設計業務委託及び設計意図伝達業務委託は令和8年度以降の予算成立を前提とした手続きであり、予算が成立しなかった場合、又は、基本計画策定業務委託を受託した者に事故等があり、設計業務委託、設計意図伝達業務委託及び違反是正設計業務委託を受託する相手方と判断することができない場合、契約は行わないものとする。

12 理由の説明

- (1) 審査の結果、参加者のうち最優秀者として特定されなかった者は、青森県教育委員会に対し、その通知が到達した日から起算して5日以内（土曜、日曜、休日は含めない。）に書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の書面は持参するものとし、郵送又は電子メールによるものは受け付けない。
- (3) 青森県教育委員会は、(1) の求めに対する回答を7日以内に行う。

13 プロポーザル実施上の留意事項

- (1) 使用言語等
本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出件数
参加表明書及び技術提案書の提出は、参加者1者につき1件とする。
- (3) 費用負担
提出書類の作成及び提出に要する費用、旅費、その他本手続への参加に関し要した経費は、参加者の負担とする。
- (4) 失格の要件
提出された参加表明書及び技術提案書が、次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 参加表明書及び技術提案書作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 提出書類の扱い及び公表等
 - ア 提出期限までに書類が到達しなかった場合は、受け付けない。
 - イ 提出した書類への追加、差替え及び再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
なお、変更する場合には前任者と同等以上の資格及び実績を有する者とする。
 - ウ 最優秀者及び優秀者に特定された者の技術提案書は、公表する場合がある。
 - エ 提出された書類は返却しない。
 - オ 提出された書類に虚偽記載をした者に対して、指名停止要領の規定に基づく指名停止措置を行うことがある。
 - カ 提出された書類の内容に第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。
 - キ 提出書類作成のために県から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、県の了解なく公表・使用することはできない。

	評価項目	評価の着目点				評価のウェイト		様式
		判断基準				基準	小計	
技術資料	資 格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当 技 術 者	建築総合	2	5	様式 3
					建築構造	1		
					電 気	1		
					機 械	1		
	技 術 力	【校舎】過去15年間（平成22年4月1日以降）の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 評価対象とする技術者数 ・管理技術者：1人 ・主任技術者 建築総合分野：1人 建築構造分野：1人 電気分野：1人 機械分野：1人 （兼務していないこと）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 （県立高等学校校舎の新築、改築及び増築工事（改修工事は除く。改築及び増築工事の場合は学習スペースを含むこと。）） ②類似業務の実績がある。 （学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く。）校舎の新築、改築及び増築工事（改修工事は除く。）） 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	5	15	様式 4	
			主任担当 技 術 者	建築総合	4			
				建築構造	2			
				電 気	2			
				機 械	2			
			※当該業務の担当者等に内容を確認することがある。					
		【屋体】過去15年間（平成22年4月1日以降）の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 評価対象とする技術者数 ・管理技術者：1人 ・主任技術者 建築総合分野：1人 建築構造分野：1人 電気分野：1人 機械分野：1人 （兼務していないこと）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 （高等学校屋体の新築、改築工事（増築及び改修工事は除く。）） ②類似業務の実績がある。 （学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く。）屋体の新築、改築工事（増築及び改修工事は除く。）） 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	4	10	様式 4	
		主任担当 技 術 者	建築総合	3				
			建築構造	1				
			電 気	1				
			機 械	1				
		※当該業務の担当者等に内容を確認することがある。						
		令和2年1月1日から令和5年12月31日までの県発注業務の成績評定の平均点	以下の順で評価する。 ①78点以上（10点） ②77点以上78点未満（7.5点） ③76点以上77点未満（5.0点） ④75点以上76点未満（2.5点） ⑤75点未満（0点）		10	10		
技術提案書	業務実施方針及び手法	特定テーマに対する技術提案（評価にあたっては、技術提案書の内容及びヒヤリングの結果により総合的に判断を行う。）	①	テーマ①について、Ⅰ <u>的確性</u> （与条件との整合性が取れているか等）、Ⅱ <u>独創性</u> （工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、Ⅲ <u>実現性</u> （提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、建設工事における具現性はあるか等）を考慮して総合的に評価する。	30	60	様式 5	
			②	テーマ②について、同上	30			
合 計						100		